

岩 手 県 報

号 外
平 成 18 年 1 月 1 日
日 曜 日

毎 週 火 ・ 金 曜 日 2 回 発 行

目 次

規 則	頁
○岩手県港湾施設管理条例施行規則等の一部を改正する規則……………（市町村課） 1	
告 示	
○特定非営利活動促進法の規定による縦覧の場所の指定の一部改正……………（地域企画室） 5	
○特定非営利活動法人の設立の手續等に関する条例の規定による縦覧の場所の指定の一部改正……………（ ） 5	
○字の名称の変更（花巻市）……………（市町村課） 6	
○字の区域の廃止及び名称の変更（二戸市）……………（ ） 7	
○字の名称の変更（洋野町）……………（ ） 10	
○公平委員会の事務の委託（花巻市）……………（ ） 14	
○公平委員会の事務の委託（二戸市）……………（ ） 15	
○公平委員会の事務の委託（九戸郡洋野町）……………（ ） 15	
○騒音規制法の規定による特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域の指定の一部改正……………（環境保全課） 16	
○振動規制法の規定による地域及び規制基準等の一部改正……………（ ） 16	
○耕作の業務の規模の基準の一部改正……………（団体指導課） 16	
○農業振興地域の指定の一部改正……………（農業振興課） 17	
○漁港の所在地及び区域の変更……………（漁港漁村課） 17	
○建設関連業務の委託契約に係る指名競争入札に参加しようとする者の指名競争入札参加資格基準及び建設関連業務指名競争入札参加資格申請書の提出期間の一部改正……………（建設技術振興課） 18	
○経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求の時期及び方法等の一部改正……………（ ） 18	
○県道路線の認定に係る告示事項の変更……………（道路環境課） 19	
○2級河川の指定の変更……………（河川課） 21	
○屋外広告物条例第4条の規定による屋外広告物を表示し、又は屋外広告物を掲出する物件を設置してはならない地域又は場所の指定の一部改正……………（都市計画課） 22	
○建築基準法の規定による区域指定の一部改正（建築住宅課） 24	
○建築基準法の規定による建築主事の所管区域の指定の一部改正……………（ ） 26	
○建築基準法施行規則第11条の3第1項の規定に基づく同項に規定する申請書、届出書又は届出についてフレキシブルディスクによる手續ができる区域の指定の一部改正……………（ ） 26	
○建築基準法の規定による指定確認検査機関の指定の一部改正……………（ ） 26	
教育委員会訓令	
○公立小中学校に係る勤務替え等訓令……………27	
教育委員会告示	
○教科用図書採択地区の設定の一部改正……………31	
選挙管理委員会規程	
○岩手県選挙管理委員会事務局出張所規程の一部を改正する規程……………31	
選挙管理委員会告示	
○不在者投票ができる病院等の指定の一部改正……………32	
人事委員会規則	
○へき地手当等に関する規則及び特勤勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則……………34	
公安委員会規則	
○岩手県道路交通法施行細則及び岩手県警察組織規則の一部を改正する規則……………36	

規 則

岩手県港湾施設管理条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年1月1日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県規則第1号

岩手県港湾施設管理条例施行規則等の一部を改正する規則

（岩手県港湾施設管理条例施行規則の一部改正）

第1条 岩手県港湾施設管理条例施行規則（昭和40年岩手県規則第85号）の一部を次のように改正する。

改正前

改正後

別表(第4条の2関係)

港湾名	岸 壁	
	名 称	位 置
[略]		
八木港	[略]	九戸郡種市町八木 九戸郡種市町八木

別表(第4条の2関係)

港湾名	岸 壁	
	名 称	位 置
[略]		
八木港	[略]	九戸郡洋野町種市八木 九戸郡洋野町種市八木

備考 改正部分は、下線の部分である。

(建築基準法施行細則の一部改正)

第2条 建築基準法施行細則(昭和47年岩手県規則第12号)の一部を次のように改正する。

改正前

(積雪荷重)

第15条 [略]

2 [略]

3 政令第86条第3項の規定により知事が定める垂直積雪量は、敷地の区域に応じて、次に掲げる式によって計算された数値とする。

$$d = \alpha \cdot ls + \beta \cdot rs + \gamma$$

この式において、 d 、 ls 、 rs 、 α 、 β 及び γ はそれぞれ次の数値を表わすものとする。

d 垂直積雪量(単位 メートル)

α 、 β 、 γ 区域に応じて次の表の当該各欄に掲げる数値

ls 敷地の位置の標高(単位 メートル)

rs 敷地の位置の海率(区域に応じて次の表のRの欄に掲げる半径(単位 キロメートル)の円の面積に対する当該円内の海その他これに類するものの面積の割合をいう。)

区 域	α	β	γ	R
和賀郡西和賀町	[略]			
宮古市のうち平成17年6月5日における下閉伊郡新里村の区域以外の区域 久慈市 釜石市 大船渡市のうち平成13年11月14日における気仙郡三陸町の区域 上閉伊郡大槌町 下閉伊郡のうち山田町、田野畑村及び普代村 九戸郡のうち種市町及び野田村	[略]			
宮古市のうち平成17年6月5日における下閉伊郡新里村の区域 大船渡市のうち平成13年11月14日における気仙郡三陸町の区域以外の区域 遠野市のうち平成17年9月30日における上閉伊郡宮守村の区域以外の区域 陸前高田市 岩手郡葛巻町 気仙郡住田町 下閉伊郡のうち岩泉町及び川井村 九戸郡(種市町及び野田村を除く。)の区域	[略]			

改正後

(積雪荷重)

第15条 [略]

2 [略]

3 政令第86条第3項の規定により知事が定める垂直積雪量は、敷地の区域に応じて、次に掲げる式によって計算された数値とする。

$$d = \alpha \cdot ls + \beta \cdot rs + \gamma$$

この式において、 d 、 ls 、 rs 、 α 、 β 及び γ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

d 垂直積雪量(単位 メートル)

α 、 β 、 γ 区域に応じて次の表の当該各欄に掲げる数値

ls 敷地の位置の標高(単位 メートル)

rs 敷地の位置の海率(区域に応じて次の表のRの欄に掲げる半径(単位 キロメートル)の円の面積に対する当該円内の海その他これに類するものの面積の割合をいう。)

区 域	α	β	γ	R
和賀郡	[略]			
宮古市のうち平成17年6月5日における下閉伊郡新里村の区域以外の区域 久慈市 釜石市 大船渡市のうち平成13年11月14日における気仙郡三陸町の区域 上閉伊郡大槌町 下閉伊郡のうち山田町、田野畑村及び普代村 九戸郡のうち洋野町(平成17年12月31日における九戸郡種市町の区域に限る。)及び野田村	[略]			
宮古市のうち平成17年6月5日における下閉伊郡新里村の区域 大船渡市のうち平成13年11月14日における気仙郡三陸町の区域以外の区域 遠野市のうち平成17年9月30日における上閉伊郡宮守村の区域以外の区域 陸前高田市 岩手郡葛巻町 気仙郡住田町 下閉伊郡のうち岩泉町及び川井村 九戸郡(洋野町のうち平成17年12月31日における九戸郡種市町の区域及び野田村を除く。)の区域	[略]			

[略]

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

(岩手県知事部局行政組織規則の一部改正)

第3条 岩手県知事部局行政組織規則（平成13年岩手県規則第46号）の一部を次のように改正する。

改正前

(名称、位置及び所管区域)

第20条 地方振興局の名称、位置及び所管区域は、次のとおりである。

名 称	位 置	所管区域
[略]		
花巻地方振興局	[略]	花巻市 稗貫郡 和賀郡のうち 東和町
北上地方振興局	[略]	北上市 和賀郡のうち西和賀町
[略]		

(土木部)

第29条 [略]

2・3 [略]

4 次の表の左欄に掲げる出張所を同表の右欄に掲げる地方振興局の土木部に置き、その位置及び所管区域は、同表の位置の欄及び所管区域の欄に掲げるとおりとする。

名 称	位 置	所管区域	地方振興局
[略]			
湯田出張所	[略]	和賀郡のうち西和賀町	[略]

5～7 [略]

(保健所)

第41条 保健所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりである。

名 称	位 置	所管区域
[略]		
岩手県花巻保健所	[略]	花巻市 稗貫郡 和賀郡のうち 東和町
岩手県北上保健所	[略]	北上市 和賀郡のうち西和賀町
[略]		

(福祉総合相談センター)

第44条 福祉総合相談センターの名称、位置及び児童相談所としての管轄区域は、次のとおりである。

名 称	位 置	児童相談所としての管轄区域
岩手県福祉総合相談センター	[略]	盛岡市 花巻市 北上市 遠野市 久慈市 二戸市 八幡平市 岩手郡 紫波郡 稗貫郡 和賀郡 下閉伊郡のうち普代村 九戸郡 二戸郡

(家畜保健衛生所)

第65条 家畜保健衛生所の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりである。

改正後

(名称、位置及び所管区域)

第20条 地方振興局の名称、位置及び所管区域は、次のとおりである。

名 称	位 置	所管区域
[略]		
花巻地方振興局	[略]	花巻市
北上地方振興局	[略]	北上市 和賀郡
[略]		

(土木部)

第29条 [略]

2・3 [略]

4 次の表の左欄に掲げる出張所を同表の右欄に掲げる地方振興局の土木部に置き、その位置及び所管区域は、同表の位置の欄及び所管区域の欄に掲げるとおりとする。

名 称	位 置	所管区域	地方振興局
[略]			
湯田出張所	[略]	和賀郡	[略]

5～7 [略]

(保健所)

第41条 保健所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりである。

名 称	位 置	所管区域
[略]		
岩手県花巻保健所	[略]	花巻市
岩手県北上保健所	[略]	北上市 和賀郡
[略]		

(福祉総合相談センター)

第44条 福祉総合相談センターの名称、位置及び児童相談所としての管轄区域は、次のとおりである。

名 称	位 置	児童相談所としての管轄区域
岩手県福祉総合相談センター	[略]	盛岡市 花巻市 北上市 遠野市 久慈市 二戸市 八幡平市 岩手郡 紫波郡 和賀郡 下閉伊郡のうち普代村 九戸郡 二戸郡

(家畜保健衛生所)

第65条 家畜保健衛生所の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりである。

名 称	位 置	管轄区域
[略]		
岩手県南家畜保健衛生所	[略]	大船渡市 水沢市 花巻市 遠野市 一関市 陸前高田市 釜石市 江刺市 北上市 稗貫郡 和賀郡 胆沢郡 西磐井郡 東磐井郡 気仙郡 上閉伊郡
[略]		

(漁業取締事務所)

第67条 漁業取締事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりである。

名 称	位 置	所管区域
岩手県漁業取締事務所	[略]	大船渡市 陸前高田市 釜石市 宮古市 久慈市 上閉伊郡のうち大槌町 下閉伊郡（川井村を除く。） 九戸郡のうち種市町及び野田村

(農業改良普及センター)

第76条 [略]

2 [略]

3 農業改良普及センターの名称、位置及び管轄区域は、次のとおりである。

名 称	位 置	所管区域
[略]		
花巻農業改良普及センター	[略]	花巻市 稗貫郡 和賀郡のうち東和町
北上農業改良普及センター	[略]	北上市 和賀郡のうち西和賀町
[略]		

第77条 次の表の左欄に掲げる地域普及所を同表の右欄に掲げる農業改良普及センターに置き、その位置及び所管区域は、同表の位置の欄及び所管区域の欄に掲げるとおりとする。

名 称	位 置	所管区域	農業改良普及センター
[略]			
湯田地域普及所	[略]	和賀郡のうち西和賀町	[略]
[略]			

別表第9 知事が管理し、又は管理を行わせ、若しくは委託している公の施設（第91条関係）

名 称	位 置
[略]	
岩手県立好地荘	稗貫郡石鳥谷町
[略]	
岩手県立松風園	稗貫郡石鳥谷町
[略]	

名 称	位 置	管轄区域
[略]		
岩手県南家畜保健衛生所	[略]	大船渡市 水沢市 花巻市 遠野市 一関市 陸前高田市 釜石市 江刺市 北上市 和賀郡 胆沢郡 西磐井郡 東磐井郡 気仙郡 上閉伊郡
[略]		

(漁業取締事務所)

第67条 漁業取締事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりである。

名 称	位 置	所管区域
岩手県漁業取締事務所	[略]	大船渡市 陸前高田市 釜石市 宮古市 久慈市 上閉伊郡のうち大槌町 下閉伊郡（川井村を除く。） 九戸郡のうち洋野町及び野田村

(農業改良普及センター)

第76条 [略]

2 [略]

3 農業改良普及センターの名称、位置及び管轄区域は、次のとおりである。

名 称	位 置	所管区域
[略]		
花巻農業改良普及センター	[略]	花巻市
北上農業改良普及センター	[略]	北上市 和賀郡
[略]		

第77条 次の表の左欄に掲げる地域普及所を同表の右欄に掲げる農業改良普及センターに置き、その位置及び所管区域は、同表の位置の欄及び所管区域の欄に掲げるとおりとする。

名 称	位 置	所管区域	農業改良普及センター
[略]			
湯田地域普及所	[略]	和賀郡	[略]
[略]			

別表第9 知事が管理し、又は管理を行わせ、若しくは委託している公の施設（第91条関係）

名 称	位 置
[略]	
岩手県立好地荘	花巻市
[略]	
岩手県立松風園	花巻市
[略]	

岩手県立種市漁港海岸休養
施設九戸郡種市町

[略]

岩手県立種市漁港海岸休養
施設九戸郡洋野町

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

岩手県告示第1号

特定非営利活動促進法の規定による縦覧の場所の指定（平成10年岩手県告示第1027号）の一部を次のように改正する。

平成18年1月1日

岩手県知事 増 田 寛 也

改正前	改正後
2 次の表の左欄に掲げる場合の区分に応じ同表の右欄に掲げる場所	2 次の表の左欄に掲げる場合の区分に応じ同表の右欄に掲げる場所
[略]	[略]
設立法人等の主たる事務所が <u>花巻市、稗貫郡及び和賀郡東和町</u> の区域内に所在する場合	設立法人等の主たる事務所が <u>花巻市の区域内</u> に所在する場合
[略]	[略]
設立法人等の主たる事務所が <u>北上市及び和賀郡（東和町を除く。）</u> の区域内に所在する場合	設立法人等の主たる事務所が <u>北上市及び和賀郡の区域内</u> に所在する場合
[略]	[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

岩手県告示第2号

特定非営利活動法人の設立の手続等に関する条例の規定による閲覧の場所の指定（平成10年岩手県告示第1028号）の一部を次のように改正する。

平成18年1月1日

岩手県知事 増 田 寛 也

改正前	改正後
2 次の表の左欄に掲げる場合の区分に応じ同表の右欄に掲げる場所	2 次の表の左欄に掲げる場合の区分に応じ同表の右欄に掲げる場所
[略]	[略]
法人の主たる事務所が <u>花巻市、稗貫郡及び和賀郡東和町</u> の区域内に所在する場合	法人の主たる事務所が <u>花巻市の区域内</u> に所在する場合
[略]	[略]
法人の主たる事務所が <u>北上市及び和賀郡（東和町を除く。）</u> の区域内に所在する場合	法人の主たる事務所が <u>北上市及び和賀郡の区域内</u> に所在する場合
[略]	[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

岩手県告示第3号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により、次のとおり字の名称を変更する旨花巻市長職務執行者から届出があった。

平成18年1月1日

岩手県知事 増 田 寛 也

変更前の字の名称	変更後の字の名称
大迫	大迫町大迫
内川目	大迫町内川目
外川目	大迫町外川目
亀ヶ森	大迫町亀ヶ森
好地	石鳥谷町好地
上口	石鳥谷町上口
大興寺	石鳥谷町大興寺
大瀬川	石鳥谷町大瀬川
北寺林	石鳥谷町北寺林
長谷堂	石鳥谷町長谷堂
富沢	石鳥谷町富沢
松林寺	石鳥谷町松林寺
新堀	石鳥谷町新堀
戸塚	石鳥谷町戸塚
八幡	石鳥谷町八幡
中寺林	石鳥谷町中寺林
南寺林	石鳥谷町南寺林
小森林	石鳥谷町小森林
江曾	石鳥谷町江曾
黒沼	石鳥谷町黒沼
西中島	石鳥谷町西中島
関口	石鳥谷町関口

五大堂	石鳥谷町五大堂
東中島	石鳥谷町東中島
八重畑	石鳥谷町八重畑
滝田	石鳥谷町滝田
猪鼻	石鳥谷町猪鼻
土沢	東和町土沢
安俵	東和町安俵
東晴山	東和町東晴山
北成島	東和町北成島
中内	東和町中内
小通	東和町小通
落合	東和町落合
毒沢	東和町毒沢
上浮田	東和町上浮田
下浮田	東和町下浮田
駒籠	東和町駒籠
石持	東和町石持
宮田	東和町宮田
南成島	東和町南成島
谷内	東和町谷内
小友	東和町小友
館迫	東和町館迫
砂子	東和町砂子
鷹巢堂	東和町鷹巢堂
町井	東和町町井
小原	東和町小原
倉沢	東和町倉沢

田瀬	東和町田瀬
前田	東和町前田
南川目	東和町南川目
北川目	東和町北川目
外谷地	東和町外谷地
北小山田	東和町北小山田
石鳩岡	東和町石鳩岡
新地	東和町新地
百ノ沢	東和町百ノ沢
北前田	東和町北前田

岩手県告示第4号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により、次のとおり字の区域を廃止し、及び名称を変更する旨二戸市長職務執行者から届出があった。

平成18年1月1日

岩手県知事 増 田 寛 也

1 廃止する字の区域

従来の二戸郡浄法寺町大字漆沢、大字大清水、大字御山、大字駒ヶ嶺、大字浄法寺

2 変更する字の名称

変更前の字の名称	変更後の字の名称
字荒屋敷	浄法寺町荒屋敷
字板子山	浄法寺町板子山
字岩渕	浄法寺町岩渕
字上ノ山	浄法寺町上ノ山
字ウト坂	浄法寺町ウト坂
字馬洗場	浄法寺町馬洗場
字漆沢	浄法寺町漆沢
字大久保	浄法寺町漆沢大久保
字大平	浄法寺町大平
字岡本	浄法寺町岡本

字岡本前田	浄法寺町岡本前田
字鏡田	浄法寺町鏡田
字上平	浄法寺町漆沢上平
字上館	浄法寺町上館
字上前田	浄法寺町漆沢上前田
字上谷地	浄法寺町上谷地
字川又	浄法寺町川又
字北村	浄法寺町北村
字小平	浄法寺町小平
字サッパ沢	浄法寺町サッパ沢
字下タ前田	浄法寺町下タ前田
字下沢	浄法寺町下沢
字下平	浄法寺町漆沢下平
字下モ前田	浄法寺町漆沢下モ前田
字十文字	浄法寺町十文字
字関田	浄法寺町関田
字館	浄法寺町漆沢館
字堤口	浄法寺町堤口
字手倉森	浄法寺町手倉森
字砥石越	浄法寺町砥石越
字長坂	浄法寺町長坂
字中平	浄法寺町中平
字中前田	浄法寺町漆沢中前田
字西ノ沢	浄法寺町西ノ沢
字八羅子	浄法寺町八羅子
字八方口	浄法寺町八方口
字細田	浄法寺町細田

字本郷	浄法寺町本郷	字稲荷平	浄法寺町稲荷平
字松岡	浄法寺町松岡	字後久保	浄法寺町後久保
字宮沢	浄法寺町宮沢	字後田	浄法寺町後田
字向田	浄法寺町向田	字上平	浄法寺町御山上平
字荒屋	浄法寺町大清水荒屋	字上野	浄法寺町御山上野
字家ノ上	浄法寺町家ノ上	字大久保	浄法寺町御山大久保
字柿ノ木平	浄法寺町柿ノ木平	字大手	浄法寺町大手
字門崎	浄法寺町門崎	字大畑	浄法寺町大畑
字小泉	浄法寺町小泉	字大嶺	浄法寺町大嶺
字サイカツ平	浄法寺町サイカツ平	字長流部	浄法寺町長流部
字山内	浄法寺町山内	字乙	浄法寺町乙
字下村	浄法寺町下村	字御山久保	浄法寺町御山久保
字下モ平	浄法寺町大清水下モ平	字海上田	浄法寺町海上田
字下藤	浄法寺町下藤	字桂平	浄法寺町桂平
字霜屋敷	浄法寺町霜屋敷	字木沢畑向	浄法寺町木沢畑向
字下谷地	浄法寺町下谷地	字縊沢	浄法寺町縊沢
字袖野	浄法寺町袖野	字越戸	浄法寺町越戸
字空久保	浄法寺町大清水空久保	字腰水	浄法寺町腰水
字梅田	浄法寺町梅田	字坂ノ下	浄法寺町坂ノ下
字前田	浄法寺町大清水前田	字沢田	浄法寺町沢田
字湯沢	浄法寺町湯沢	字尻平	浄法寺町尻平
字合ノ沢	浄法寺町合ノ沢	字清水尻	浄法寺町清水尻
字青海越戸	浄法寺町青海越戸	字下大久保	浄法寺町下大久保
字飛鳥	浄法寺町飛鳥	字下前田	浄法寺町御山下前田
字飛鳥谷地	浄法寺町飛鳥谷地	字大坊	浄法寺町大坊
字安比内	浄法寺町安比内	字館	浄法寺町御山館
字安比内沢	浄法寺町安比内沢	字田茂木	浄法寺町田茂木

字鳥居田	浄法寺町鳥居田	字中畑	浄法寺町中畑
字渡路	浄法寺町渡路	字中谷地	浄法寺町駒ヶ嶺中谷地
字長渡路	浄法寺町長渡路	字野田	浄法寺町駒ヶ嶺野田
字中前田	浄法寺町御山中前田	字馬場向	浄法寺町馬場向
字中谷地	浄法寺町御山中谷地	字端保口	浄法寺町端保口
字名越	浄法寺町名越	字前谷地	浄法寺町前谷地
字名越沢	浄法寺町名越沢	字向川原	浄法寺町向川原
字沼久保	浄法寺町沼久保	字目暗筋	浄法寺町目暗筋
字早坂	浄法寺町早坂	字谷地屋敷	浄法寺町谷地屋敷
字広沖	浄法寺町広沖	字焼切	浄法寺町焼切
字前田	浄法寺町御山前田	字山根	浄法寺町山根
字孫兵衛	浄法寺町孫兵衛	字合名沢	浄法寺町合名沢
字松畑	浄法寺町松畑	字荒谷	浄法寺町荒谷
字谷地涯	浄法寺町谷地涯	字飯近	浄法寺町飯近
字漆畑	浄法寺町漆畑	字伊崎沢	浄法寺町伊崎沢
字海上	浄法寺町海上	字一反田	浄法寺町一反田
字海上前田	浄法寺町海上前田	字梅ノ木	浄法寺町梅ノ木
字五庵	浄法寺町五庵	字漆原	浄法寺町漆原
字駒ヶ嶺	浄法寺町駒ヶ嶺	字上野	浄法寺町上野
字駒ヶ嶺前田	浄法寺町駒ヶ嶺前田	字大志田	浄法寺町大志田
字小又	浄法寺町小又	字上杉沢	浄法寺町上杉沢
字桜田	浄法寺町桜田	字上外野	浄法寺町上外野
字惣川原田	浄法寺町惣川原田	字上前田	浄法寺町上前田
字滝見橋	浄法寺町滝見橋	字小池	浄法寺町小池
字館	浄法寺町駒ヶ嶺館	字小杉沢	浄法寺町小杉沢
字田余内	浄法寺町田余内	字サイカツ田	浄法寺町サイカツ田
字樋口	浄法寺町樋口	字坂本	浄法寺町坂本

字里川目	浄法寺町里川目
字里代	浄法寺町里代
字季ヶ平	浄法寺町季ヶ平
字下ノ沢	浄法寺町下ノ沢
字下前田	浄法寺町下前田
字浄法寺	浄法寺町浄法寺
字新山	浄法寺町新山
字袖小又	浄法寺町袖小又
字袖ノ沢	浄法寺町袖ノ沢
字空久保	浄法寺町空久保
字田子内沢	浄法寺町田子内沢
字館	浄法寺町館
字長者花	浄法寺町長者花
字寺ノ上	浄法寺町寺ノ上
字樋田	浄法寺町樋田
字遠岸	浄法寺町遠岸
字長袖	浄法寺町長袖
字中前田	浄法寺町中前田
字野黒沢	浄法寺町野黒沢
字野田	浄法寺町野田
字八幡館	浄法寺町八幡館
字羽余内	浄法寺町羽余内
字深堀	浄法寺町深堀
字明神沢	浄法寺町明神沢
字向山	浄法寺町向山
字森越	浄法寺町森越
字門前向	浄法寺町門前向

字焼場	浄法寺町焼場
字安戸	浄法寺町安戸
字山居沢	浄法寺町山居沢
字和泉田	浄法寺町和泉田
字渡ノ羽	浄法寺町渡ノ羽

~~~~~

岩手県告示第5号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により、次のとおり字の名称を変更する旨洋野町長職務執行者から届出があった。

平成18年1月1日

岩手県知事 増 田 寛 也

| 変 更 前 の 字 の 名 称 | 変 更 後 の 字 の 名 称 |
|-----------------|-----------------|
| 大字中野第1地割        | 中野第1地割          |
| 大字中野第2地割        | 中野第2地割          |
| 大字中野第3地割        | 中野第3地割          |
| 大字中野第4地割        | 中野第4地割          |
| 大字中野第5地割        | 中野第5地割          |
| 大字中野第6地割        | 中野第6地割          |
| 大字中野第7地割        | 中野第7地割          |
| 大字中野第8地割        | 中野第8地割          |
| 大字中野第9地割        | 中野第9地割          |
| 大字中野第10地割       | 中野第10地割         |
| 大字中野第11地割       | 中野第11地割         |
| 大字中野第12地割       | 中野第12地割         |
| 大字中野第13地割       | 中野第13地割         |
| 大字有家第1地割        | 有家第1地割          |
| 大字有家第2地割        | 有家第2地割          |
| 大字有家第3地割        | 有家第3地割          |
| 大字有家第4地割        | 有家第4地割          |

|             |           |       |         |
|-------------|-----------|-------|---------|
| 大字有家第 5 地割  | 有家第 5 地割  | 第15地割 | 種市第15地割 |
| 大字有家第 6 地割  | 有家第 6 地割  | 第16地割 | 種市第16地割 |
| 大字有家第 7 地割  | 有家第 7 地割  | 第17地割 | 種市第17地割 |
| 大字有家第 8 地割  | 有家第 8 地割  | 第18地割 | 種市第18地割 |
| 大字有家第 9 地割  | 有家第 9 地割  | 第19地割 | 種市第19地割 |
| 大字小子内第 1 地割 | 小子内第 1 地割 | 第20地割 | 種市第20地割 |
| 大字小子内第 2 地割 | 小子内第 2 地割 | 第21地割 | 種市第21地割 |
| 大字小子内第 3 地割 | 小子内第 3 地割 | 第22地割 | 種市第22地割 |
| 大字小子内第 4 地割 | 小子内第 4 地割 | 第23地割 | 種市第23地割 |
| 大字小子内第 5 地割 | 小子内第 5 地割 | 第24地割 | 種市第24地割 |
| 大字小子内第 6 地割 | 小子内第 6 地割 | 第25地割 | 種市第25地割 |
| 大字小子内第 7 地割 | 小子内第 7 地割 | 第26地割 | 種市第26地割 |
| 大字小子内第 8 地割 | 小子内第 8 地割 | 第27地割 | 種市第27地割 |
| 第 1 地割      | 種市第 1 地割  | 第28地割 | 種市第28地割 |
| 第 2 地割      | 種市第 2 地割  | 第29地割 | 種市第29地割 |
| 第 3 地割      | 種市第 3 地割  | 第30地割 | 種市第30地割 |
| 第 4 地割      | 種市第 4 地割  | 第31地割 | 種市第31地割 |
| 第 5 地割      | 種市第 5 地割  | 第32地割 | 種市第32地割 |
| 第 6 地割      | 種市第 6 地割  | 第33地割 | 種市第33地割 |
| 第 7 地割      | 種市第 7 地割  | 第34地割 | 種市第34地割 |
| 第 8 地割      | 種市第 8 地割  | 第35地割 | 種市第35地割 |
| 第 9 地割      | 種市第 9 地割  | 第36地割 | 種市第36地割 |
| 第10地割       | 種市第10地割   | 第37地割 | 種市第37地割 |
| 第11地割       | 種市第11地割   | 第38地割 | 種市第38地割 |
| 第12地割       | 種市第12地割   | 第39地割 | 種市第39地割 |
| 第13地割       | 種市第13地割   | 第40地割 | 種市第40地割 |
| 第14地割       | 種市第14地割   | 第41地割 | 種市第41地割 |

|       |         |           |         |
|-------|---------|-----------|---------|
| 第42地割 | 種市第42地割 | 第69地割     | 種市第69地割 |
| 第43地割 | 種市第43地割 | 第70地割     | 種市第70地割 |
| 第44地割 | 種市第44地割 | 第71地割     | 種市第71地割 |
| 第45地割 | 種市第45地割 | 第72地割     | 種市第72地割 |
| 第46地割 | 種市第46地割 | 第73地割     | 種市第73地割 |
| 第47地割 | 種市第47地割 | 第74地割     | 種市第74地割 |
| 第48地割 | 種市第48地割 | 大字大野第1地割  | 大野第1地割  |
| 第49地割 | 種市第49地割 | 大字大野第2地割  | 大野第2地割  |
| 第50地割 | 種市第50地割 | 大字大野第3地割  | 大野第3地割  |
| 第51地割 | 種市第51地割 | 大字大野第4地割  | 大野第4地割  |
| 第52地割 | 種市第52地割 | 大字大野第5地割  | 大野第5地割  |
| 第53地割 | 種市第53地割 | 大字大野第6地割  | 大野第6地割  |
| 第54地割 | 種市第54地割 | 大字大野第7地割  | 大野第7地割  |
| 第55地割 | 種市第55地割 | 大字大野第8地割  | 大野第8地割  |
| 第56地割 | 種市第56地割 | 大字大野第9地割  | 大野第9地割  |
| 第57地割 | 種市第57地割 | 大字大野第10地割 | 大野第10地割 |
| 第58地割 | 種市第58地割 | 大字大野第11地割 | 大野第11地割 |
| 第59地割 | 種市第59地割 | 大字大野第12地割 | 大野第12地割 |
| 第60地割 | 種市第60地割 | 大字大野第13地割 | 大野第13地割 |
| 第61地割 | 種市第61地割 | 大字大野第14地割 | 大野第14地割 |
| 第62地割 | 種市第62地割 | 大字大野第15地割 | 大野第15地割 |
| 第63地割 | 種市第63地割 | 大字大野第16地割 | 大野第16地割 |
| 第64地割 | 種市第64地割 | 大字大野第17地割 | 大野第17地割 |
| 第65地割 | 種市第65地割 | 大字大野第18地割 | 大野第18地割 |
| 第66地割 | 種市第66地割 | 大字大野第19地割 | 大野第19地割 |
| 第67地割 | 種市第67地割 | 大字大野第20地割 | 大野第20地割 |
| 第68地割 | 種市第68地割 | 大字大野第21地割 | 大野第21地割 |

|           |         |           |         |
|-----------|---------|-----------|---------|
| 大字大野第22地割 | 大野第22地割 | 大字大野第49地割 | 大野第49地割 |
| 大字大野第23地割 | 大野第23地割 | 大字大野第50地割 | 大野第50地割 |
| 大字大野第24地割 | 大野第24地割 | 大字大野第51地割 | 大野第51地割 |
| 大字大野第25地割 | 大野第25地割 | 大字大野第52地割 | 大野第52地割 |
| 大字大野第26地割 | 大野第26地割 | 大字大野第53地割 | 大野第53地割 |
| 大字大野第27地割 | 大野第27地割 | 大字大野第54地割 | 大野第54地割 |
| 大字大野第28地割 | 大野第28地割 | 大字大野第55地割 | 大野第55地割 |
| 大字大野第29地割 | 大野第29地割 | 大字大野第56地割 | 大野第56地割 |
| 大字大野第30地割 | 大野第30地割 | 大字大野第57地割 | 大野第57地割 |
| 大字大野第31地割 | 大野第31地割 | 大字大野第58地割 | 大野第58地割 |
| 大字大野第32地割 | 大野第32地割 | 大字大野第59地割 | 大野第59地割 |
| 大字大野第33地割 | 大野第33地割 | 大字大野第60地割 | 大野第60地割 |
| 大字大野第34地割 | 大野第34地割 | 大字大野第61地割 | 大野第61地割 |
| 大字大野第35地割 | 大野第35地割 | 大字大野第62地割 | 大野第62地割 |
| 大字大野第36地割 | 大野第36地割 | 大字大野第63地割 | 大野第63地割 |
| 大字大野第37地割 | 大野第37地割 | 大字大野第64地割 | 大野第64地割 |
| 大字大野第38地割 | 大野第38地割 | 大字大野第65地割 | 大野第65地割 |
| 大字大野第39地割 | 大野第39地割 | 大字大野第66地割 | 大野第66地割 |
| 大字大野第40地割 | 大野第40地割 | 大字大野第67地割 | 大野第67地割 |
| 大字大野第41地割 | 大野第41地割 | 大字大野第68地割 | 大野第68地割 |
| 大字大野第42地割 | 大野第42地割 | 大字大野第69地割 | 大野第69地割 |
| 大字大野第43地割 | 大野第43地割 | 大字大野第70地割 | 大野第70地割 |
| 大字大野第44地割 | 大野第44地割 | 大字大野第71地割 | 大野第71地割 |
| 大字大野第45地割 | 大野第45地割 | 大字大野第72地割 | 大野第72地割 |
| 大字大野第46地割 | 大野第46地割 | 大字大野第73地割 | 大野第73地割 |
| 大字大野第47地割 | 大野第47地割 | 大字大野第74地割 | 大野第74地割 |
| 大字大野第48地割 | 大野第48地割 | 大字阿子木第1地割 | 阿子木第1地割 |

|            |          |                                                                                                         |         |
|------------|----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|
| 大字阿子木第2地割  | 阿子木第2地割  | 大字帯島第11地割                                                                                               | 帯島第11地割 |
| 大字阿子木第3地割  | 阿子木第3地割  | 大字帯島字弥栄                                                                                                 | 帯島字弥栄   |
| 大字阿子木第4地割  | 阿子木第4地割  | 大字水沢第1地割                                                                                                | 水沢第1地割  |
| 大字阿子木第5地割  | 阿子木第5地割  | 大字水沢第2地割                                                                                                | 水沢第2地割  |
| 大字阿子木第6地割  | 阿子木第6地割  | 大字水沢第3地割                                                                                                | 水沢第3地割  |
| 大字阿子木第7地割  | 阿子木第7地割  | 大字水沢第4地割                                                                                                | 水沢第4地割  |
| 大字阿子木第8地割  | 阿子木第8地割  | 大字水沢第5地割                                                                                                | 水沢第5地割  |
| 大字阿子木第9地割  | 阿子木第9地割  | 大字水沢第6地割                                                                                                | 水沢第6地割  |
| 大字阿子木第10地割 | 阿子木第10地割 | 大字水沢第7地割                                                                                                | 水沢第7地割  |
| 大字阿子木第11地割 | 阿子木第11地割 | 大字水沢第8地割                                                                                                | 水沢第8地割  |
| 大字阿子木第12地割 | 阿子木第12地割 | 大字水沢第9地割                                                                                                | 水沢第9地割  |
| 大字阿子木第13地割 | 阿子木第13地割 | 大字水沢第10地割                                                                                               | 水沢第10地割 |
| 大字阿子木第14地割 | 阿子木第14地割 | 大字水沢第11地割                                                                                               | 水沢第11地割 |
| 大字阿子木第15地割 | 阿子木第15地割 | 大字水沢第12地割                                                                                               | 水沢第12地割 |
| 大字阿子木第16地割 | 阿子木第16地割 | 大字水沢第13地割                                                                                               | 水沢第13地割 |
| 大字阿子木第17地割 | 阿子木第17地割 | 大字水沢第14地割                                                                                               | 水沢第14地割 |
| 大字阿子木第18地割 | 阿子木第18地割 | 大字水沢第15地割                                                                                               | 水沢第15地割 |
| 大字帯島第1地割   | 帯島第1地割   | 大字上館第51地割                                                                                               | 上館第51地割 |
| 大字帯島第2地割   | 帯島第2地割   | 大字上館第52地割                                                                                               | 上館第52地割 |
| 大字帯島第3地割   | 帯島第3地割   | 大字上館第53地割                                                                                               | 上館第53地割 |
| 大字帯島第4地割   | 帯島第4地割   | 大字上館第54地割                                                                                               | 上館第54地割 |
| 大字帯島第5地割   | 帯島第5地割   | 大字上館第55地割                                                                                               | 上館第55地割 |
| 大字帯島第6地割   | 帯島第6地割   | 大字上館第56地割                                                                                               | 上館第56地割 |
| 大字帯島第7地割   | 帯島第7地割   | 大字上館第57地割                                                                                               | 上館第57地割 |
| 大字帯島第8地割   | 帯島第8地割   | <p>~~~~~</p> <p>岩手県告示第6号</p> <p>地方公務員法(昭和25年法律第261号)第7条第4項の規定に基づき、岩手県は、次の規約により花巻市から公平委員会の事務の委託を受けた。</p> |         |
| 大字帯島第9地割   | 帯島第9地割   |                                                                                                         |         |
| 大字帯島第10地割  | 帯島第10地割  |                                                                                                         |         |
|            |          |                                                                                                         |         |

平成18年1月1日

岩手県知事 増 田 寛 也

## 花巻市と岩手県との間の公平委員会の事務委託に関する規約

(公平委員会の事務の委託)

第1条 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第7条第4項の規定に基づき、花巻市は、同法第8条第2項に規定する公平委員会の事務（以下「委託事務」という。）を岩手県に委託する。

(経費)

第2条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、次に掲げる区分により花巻市の負担とし、花巻市は、これを岩手県に交付するものとする。

(1) 経常費

(2) 勤務条件に関する措置の要求及び不利益な処分に関する不服申立てに基づく審査等の経費

2 前項第1号の経費及び交付の時期は、岩手県知事と花巻市長が協議して定める。

3 第1項第2号の経費は、その事務の終了後（その事務が次年度にわたるときは、年度ごとに）岩手県知事の請求により、その都度速やかに交付するものとする。

(条例等制定改廃の場合の措置)

第3条 委託事務に適用される岩手県人事委員会規則等を制定し、又は改廃したときは、岩手県人事委員会は、直ちに花巻市長に通知しなければならない。

2 前項の規定による通知があったときは、花巻市長は、直ちに当該規則等を公表しなければならない。

第4条 花巻市長は、次に掲げる条例等の写しをあらかじめ岩手県人事委員会に送付しなければならない。

(1) 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等

(2) 分限及び懲戒に関する条例等

2 前項の条例等を制定し、又は改廃したときは、花巻市長は、直ちに岩手県人事委員会に通知しなければならない。

(補則)

第5条 この規約に定めるもののほか、委託事務の処理に関し必要な事項は、岩手県知事と花巻市長が協議して定める。

## 附 則

1 この規約は、平成18年1月1日から施行する。

2 花巻市長は、この規約の告示の際、併せて委託事務に関する岩手県人事委員会規則等が花巻市に適用される旨及びこれらの規則等を公表するものとする。

## 岩手県告示第7号

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第7条第4項の規定に基づき、岩手県は、次の規約により二戸市から公平委員会の事務の委託を受けた。

平成18年1月1日

岩手県知事 増 田 寛 也

## 二戸市と岩手県との間の公平委員会の事務委託に関する規約

(公平委員会の事務の委託)

第1条 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第7条第4項の規定に基づき、二戸市は、同法第8条第2項に規定する公平委員会の事務（以下「委託事務」という。）を岩手県に委託する。

(経費)

第2条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、次に掲げる区分により二戸市の負担とし、二戸市は、これを岩手県に交付するものとする。

(1) 経常費

(2) 勤務条件に関する措置の要求及び不利益な処分に関する不服申立てに基づく審査等の経費

2 前項第1号の経費及び交付の時期は、岩手県知事と二戸市長が協議して定める。

3 第1項第2号の経費は、その事務の終了後（その事務が次年度にわたるときは、年度ごとに）岩手県知事の請求により、その都度速やかに交付するものとする。

(条例等制定改廃の場合の措置)

第3条 委託事務に適用される岩手県人事委員会規則等を制定し、又は改廃したときは、岩手県人事委員会は、直ちに二戸市長に通知しなければならない。

2 前項の規定による通知があったときは、二戸市長は、直ちに当該規則等を公表しなければならない。

第4条 二戸市長は、次に掲げる条例等の写しをあらかじめ岩手県人事委員会に送付しなければならない。

(1) 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等

(2) 分限及び懲戒に関する条例等

2 前項の条例等を制定し、又は改廃したときは、二戸市長は、直ちに岩手県人事委員会に通知しなければならない。

(補則)

第5条 この規約に定めるもののほか、委託事務の処理に関し必要な事項は、岩手県知事と二戸市長が協議して定める。

## 附 則

1 この規約は、平成18年1月1日から施行する。

2 二戸市長は、この規約の告示の際、併せて委託事務に関する岩手県人事委員会規則等が二戸市に適用される旨及びこれらの規則等を公表するものとする。

## 岩手県告示第8号

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第7条第4項の規定に基づき、岩手県は、次の規約により九戸郡洋野町から公平委員会の事務の委託を受けた。

平成18年1月1日

岩手県知事 増 田 寛 也

## 九戸郡洋野町と岩手県との間の公平委員会の事務委託に関する規約

(公平委員会の事務の委託)

第1条 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第7条第4項の規定に基づき、九戸郡洋野町は、同法第8条第2項に規定する公平委員会の事務（以下「委託事務」という。）を岩手県に委託する。

(経費)

第2条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、次に掲げる区分により九戸郡洋野町の負担とし、九戸郡洋野町は、これを岩手県に交付するものとする。

(1) 経常費

(2) 勤務条件に関する措置の要求及び不利益な処分に関する不服申立てに基づく審査等の経費

2 前項第1号の経費及び交付の時期は、岩手県知事と九戸郡洋野町長が協議して定める。

3 第1項第2号の経費は、その事務の終了後（その事務が次年度にわたるときは、年度ごとに）岩手県知事の請求により、その都度速やかに交付するものとする。

（条例等制定改廃の場合の措置）

第3条 委託事務に適用される岩手県人事委員会規則等を制定し、又は改廃したときは、岩手県人事委員会は、直ちに九戸郡洋野町長に通知しなければならない。

2 前項の規定による通知があったときは、九戸郡洋野町長は、直ちに当該規則等を公表しなければならない。

第4条 九戸郡洋野町長は、次に掲げる条例等の写しをあらかじめ岩手県人事委員会に送付しなければならない。

（1）給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等

（2）分限及び懲戒に関する条例等

2 前項の条例等を制定し、又は改廃したときは、九戸郡洋野町長は、直ちに岩手県人事委員会に通知しなければならない。

（補則）

第5条 この規約に定めるもののほか、委託事務の処理に関し必要な事項は、岩手県知事と九戸郡洋野町長が協議して定める。

附 則

1 この規約は、平成18年1月1日から施行する。

2 九戸郡洋野町長は、この規約の告示の際、併せて委託事務に関する岩手県人事委員会規則等が九戸郡洋野町に適用される旨及びこれらの規則等を公表するものとする。

#### 岩手県告示第9号

騒音規制法の規定による特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域の指定（昭和48年岩手県告示第422号）の一部を次のように改正する。

平成18年 1 月 1 日

岩手県知事 増 田 寛 也

| 改正前                                                                                                                                 | 改正後                                                                                                                        |                                      |     |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------|-----|
| 8 盛岡市、大船渡市、花巻市、遠野市、陸前高田市、江刺市、二戸市、八幡平市、雫石町、岩手町、滝沢村、玉山村、紫波町、矢巾町、石鳥谷町、東和町、前沢町、平泉町、大槌町、山田町、岩泉町、野田村及び一戸町のうち次の表の左欄に掲げる区域の区分に応じ同表の右欄に掲げる地域 | 8 盛岡市、大船渡市、花巻市、遠野市、陸前高田市、江刺市、二戸市、八幡平市、雫石町、岩手町、滝沢村、玉山村、紫波町、矢巾町、前沢町、平泉町、大槌町、山田町、岩泉町、野田村及び一戸町のうち次の表の左欄に掲げる区域の区分に応じ同表の右欄に掲げる地域 |                                      |     |
| <table><tr><td>[略]</td></tr></table>                                                                                                | [略]                                                                                                                        | <table><tr><td>[略]</td></tr></table> | [略] |
| [略]                                                                                                                                 |                                                                                                                            |                                      |     |
| [略]                                                                                                                                 |                                                                                                                            |                                      |     |
| 備考 [略]                                                                                                                              | 備考 [略]                                                                                                                     |                                      |     |
| 備考 改正部分は、下線の部分である。                                                                                                                  |                                                                                                                            |                                      |     |

#### 岩手県告示第10号

振動規制法の規定による地域及び規制基準等（昭和53年岩手県告示第335号）の一部を次のように改正する。

平成18年 1 月 1 日

岩手県知事 増 田 寛 也

| 改正前                                                                                                                                                                                                                                      | 改正後                                                                                                                                                                           |     |                                                                                                                                                                                                                           |                                                                                                                                                                |     |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 別表第1                                                                                                                                                                                                                                     | 別表第1                                                                                                                                                                          |     |                                                                                                                                                                                                                           |                                                                                                                                                                |     |
| <table border="1"> <tr> <td>盛岡市、宮古市、大船渡市、花巻市、北上市、久慈市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、江刺市、二戸市、八幡平市、岩手郡雫石町、岩手郡岩手町、岩手郡滝沢村、岩手郡玉山村、紫波郡紫波町、紫波郡矢巾町、稗貫郡石鳥谷町、和賀郡東和町、胆沢郡金ヶ崎町、胆沢郡前沢町、西磐井郡平泉町、上閉伊郡大槌町、下閉伊郡山田町、下閉伊郡岩泉町、九戸郡野田村、二戸郡一戸町</td><td>[略]</td></tr> </table> | 盛岡市、宮古市、大船渡市、花巻市、北上市、久慈市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、江刺市、二戸市、八幡平市、岩手郡雫石町、岩手郡岩手町、岩手郡滝沢村、岩手郡玉山村、紫波郡紫波町、紫波郡矢巾町、稗貫郡石鳥谷町、和賀郡東和町、胆沢郡金ヶ崎町、胆沢郡前沢町、西磐井郡平泉町、上閉伊郡大槌町、下閉伊郡山田町、下閉伊郡岩泉町、九戸郡野田村、二戸郡一戸町 | [略] | <table border="1"> <tr> <td>盛岡市、宮古市、大船渡市、花巻市、北上市、久慈市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、江刺市、二戸市、八幡平市、岩手郡雫石町、岩手郡岩手町、岩手郡滝沢村、岩手郡玉山村、紫波郡紫波町、紫波郡矢巾町、胆沢郡金ヶ崎町、胆沢郡前沢町、西磐井郡平泉町、上閉伊郡大槌町、下閉伊郡山田町、下閉伊郡岩泉町、九戸郡野田村、二戸郡一戸町</td><td>[略]</td></tr> </table> | 盛岡市、宮古市、大船渡市、花巻市、北上市、久慈市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、江刺市、二戸市、八幡平市、岩手郡雫石町、岩手郡岩手町、岩手郡滝沢村、岩手郡玉山村、紫波郡紫波町、紫波郡矢巾町、胆沢郡金ヶ崎町、胆沢郡前沢町、西磐井郡平泉町、上閉伊郡大槌町、下閉伊郡山田町、下閉伊郡岩泉町、九戸郡野田村、二戸郡一戸町 | [略] |
| 盛岡市、宮古市、大船渡市、花巻市、北上市、久慈市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、江刺市、二戸市、八幡平市、岩手郡雫石町、岩手郡岩手町、岩手郡滝沢村、岩手郡玉山村、紫波郡紫波町、紫波郡矢巾町、稗貫郡石鳥谷町、和賀郡東和町、胆沢郡金ヶ崎町、胆沢郡前沢町、西磐井郡平泉町、上閉伊郡大槌町、下閉伊郡山田町、下閉伊郡岩泉町、九戸郡野田村、二戸郡一戸町                                                            | [略]                                                                                                                                                                           |     |                                                                                                                                                                                                                           |                                                                                                                                                                |     |
| 盛岡市、宮古市、大船渡市、花巻市、北上市、久慈市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、江刺市、二戸市、八幡平市、岩手郡雫石町、岩手郡岩手町、岩手郡滝沢村、岩手郡玉山村、紫波郡紫波町、紫波郡矢巾町、胆沢郡金ヶ崎町、胆沢郡前沢町、西磐井郡平泉町、上閉伊郡大槌町、下閉伊郡山田町、下閉伊郡岩泉町、九戸郡野田村、二戸郡一戸町                                                                           | [略]                                                                                                                                                                           |     |                                                                                                                                                                                                                           |                                                                                                                                                                |     |
| <table border="1"> <tr> <td>水 沢 市</td><td>[略]</td></tr> </table>                                                                                                                                                                         | 水 沢 市                                                                                                                                                                         | [略] | <table border="1"> <tr> <td>水 沢 市</td><td>[略]</td></tr> </table>                                                                                                                                                          | 水 沢 市                                                                                                                                                          | [略] |
| 水 沢 市                                                                                                                                                                                                                                    | [略]                                                                                                                                                                           |     |                                                                                                                                                                                                                           |                                                                                                                                                                |     |
| 水 沢 市                                                                                                                                                                                                                                    | [略]                                                                                                                                                                           |     |                                                                                                                                                                                                                           |                                                                                                                                                                |     |
| 備考 [略]                                                                                                                                                                                                                                   | 備考 [略]                                                                                                                                                                        |     |                                                                                                                                                                                                                           |                                                                                                                                                                |     |
| 備考 改正部分は、下線の部分である。                                                                                                                                                                                                                       |                                                                                                                                                                               |     |                                                                                                                                                                                                                           |                                                                                                                                                                |     |

#### 岩手県告示第11号

耕作の業務の規模の基準（平成12年岩手県告示第777号）の一部を次のように改正する。



平成18年1月1日

岩手県知事 増 田 寛 也

| 改正前  |          |     |    | 改正後 |          |     |   |
|------|----------|-----|----|-----|----------|-----|---|
| 区 域  | 業務の規模の基準 |     |    | 区 域 | 業務の規模の基準 |     |   |
|      | 水 稻      | 陸 稲 | 麦  |     | 水 稻      | 陸 稲 | 麦 |
| [略]  |          |     |    | [略] |          |     |   |
| 花巻市  | [略]      |     |    | 花巻市 | [略]      |     |   |
| 大迫町  | 30       | 10  | 10 |     |          |     |   |
| 石鳥谷町 | 30       | 10  | 10 |     |          |     |   |
| 東和町  | 30       | 10  | 10 |     |          |     |   |
| 北上市  | [略]      |     |    | 北上市 | [略]      |     |   |
| [略]  |          |     |    | [略] |          |     |   |
| 普代村  | [略]      |     |    | 普代村 | [略]      |     |   |
| 種市町  | [略]      |     |    | 洋野町 | [略]      |     |   |
| [略]  |          |     |    | [略] |          |     |   |
| 山形村  | [略]      |     |    | 山形村 | [略]      |     |   |
| 大野村  | 25       | 10  | 10 | 二戸市 | [略]      |     |   |
| 二戸市  | [略]      |     |    | [略] |          |     |   |
| [略]  |          |     |    | 九戸村 | [略]      |     |   |
| 九戸村  | [略]      |     |    | 一戸町 | [略]      |     |   |
| 浄法寺町 | 25       | 10  | 10 |     |          |     |   |
| 一戸町  | [略]      |     |    |     |          |     |   |

備考 改正部分は、下線の部分である。

~~~~~  
岩手県告示第12号

農業振興地域の指定（昭和45年岩手県告示第471号）の一部を次のように改正する。

平成18年1月1日

岩手県知事 増 田 寛 也

- 1 名称花巻地域2区域を次のように改める。
- 2 区域 花巻市のうち次の図に示した地域
1 名称花巻地域2区域の次に備考として次のように加える。
備考 「次の図」は、省略し、岩手県農林水産部農業振興課及び花巻地方振興局農林部並びに花巻市役所に備えておいて縦覧に供する。
1 名称石鳥谷地域の項を削る。

~~~~~  
岩手県告示第13号

農業振興地域の指定（昭和46年岩手県告示第236号）の一部を次のように改正する。

平成18年1月1日

岩手県知事 増 田 寛 也

- 1 名称東和地域の項及び1名称大野地域の項を削る。

~~~~~  
岩手県告示第14号

農業振興地域の指定（昭和48年岩手県告示第385号）の一部を次のように改正する。

平成18年1月1日

岩手県知事 増 田 寛 也

- 1 名称二戸地域2区域を次のように改める。
- 2 区域 二戸市のうち次の図に示した地域
1 名称二戸地域2区域の次に備考として次のように加える。
備考 「次の図」は、省略し、岩手県農林水産部農業振興課及び二戸地方振興局農政部並びに二戸市役所に備えておいて縦覧に供する。
1 名称大迫地域の項を削る。
1 名称種市地域の項を次のように改める。
1 名称 洋野地域
2 区域 洋野町のうち次の図に示した地域
備考 「次の図」は、省略し、岩手県農林水産部農業振興課及び久慈地方振興局農政部並びに洋野町役場に備えておいて縦覧に供する。
1 名称浄法寺地域の項を削る。

~~~~~  
岩手県告示第15号

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第6条第5項の規定に基づき、漁港の所在地及び区域を次のとおり変更する。

平成18年1月1日

岩手県知事 増 田 寛 也

- 1 漁港の名称 第2種 種市漁港
- 2 変更後の漁港の所在地 九戸郡洋野町

## 3 変更後の漁港の区域

| 水 域                                                                                                 | 陸 域                                                                            |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------|
| 洋野町の次のア点からカ点までを順次に結んだ線及び陸岸により囲まれた海面<br>ア点 北緯40度24分44秒9169<br>東経141度42分57秒6311<br>イ点 北緯40度24分47秒3969 | 水域の欄に規定するイ点、同欄に規定するア点、洋野町の次のキ点、同町の次のク点、同欄に規定するカ点、同欄に規定するオ点を順次に結んだ線及び水際線により囲まれた |

|                                        |                                       |
|----------------------------------------|---------------------------------------|
| 東経141度43分7秒3694                        | 地域                                    |
| ウ点 北緯40度24分56秒3185<br>東経141度43分32秒4877 | キ点 北緯40度24分29秒8176<br>東経141度43分1秒8036 |
| エ点 北緯40度24分36秒4483<br>東経141度43分43秒2133 | ク点 北緯40度24分1秒5071<br>東経141度43分3秒3732  |
| オ点 北緯40度24分1秒6282<br>東経141度43分47秒3985  |                                       |
| カ点 北緯40度23分47秒5652<br>東経141度43分14秒7830 |                                       |

## 岩手県告示第16号

建設関連業務の委託契約に係る指名競争入札に参加しようとする者の指名競争入札参加資格基準及び建設関連業務指名競争入札参加資格審査申請書の提出期間（昭和58年岩手県告示第1331号）の一部を次のように改正する。

平成18年1月1日

岩手県知事 増 田 寛 也

| 改正前                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 改正後                         |        |     |  |            |                   |            |                  |     |  |            |                             |     |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |      |        |     |  |            |     |            |         |     |  |            |                     |     |  |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------|--------|-----|--|------------|-------------------|------------|------------------|-----|--|------------|-----------------------------|-----|--|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|--------|-----|--|------------|-----|------------|---------|-----|--|------------|---------------------|-----|--|
| 別表2                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 別表2                         |        |     |  |            |                   |            |                  |     |  |            |                             |     |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |      |        |     |  |            |     |            |         |     |  |            |                     |     |  |
| <table> <tr> <th>提出場所</th><th>本店の所在地</th></tr> <tr> <td>[略]</td><td></td></tr> <tr> <td>花巻地方振興局土木部</td><td>花巻市 稗貫郡 和賀郡のうち東和町</td></tr> <tr> <td>北上地方振興局土木部</td><td>北上市 和賀郡（東和町を除く。）</td></tr> <tr> <td>[略]</td><td></td></tr> <tr> <td>宮古地方振興局土木部</td><td>宮古市 下閉伊郡（岩泉町、普代村及び田野畑村を除く。）</td></tr> <tr> <td>[略]</td><td></td></tr> </table> | 提出場所                        | 本店の所在地 | [略] |  | 花巻地方振興局土木部 | 花巻市 稗貫郡 和賀郡のうち東和町 | 北上地方振興局土木部 | 北上市 和賀郡（東和町を除く。） | [略] |  | 宮古地方振興局土木部 | 宮古市 下閉伊郡（岩泉町、普代村及び田野畑村を除く。） | [略] |  | <table> <tr> <th>提出場所</th><th>本店の所在地</th></tr> <tr> <td>[略]</td><td></td></tr> <tr> <td>花巻地方振興局土木部</td><td>花巻市</td></tr> <tr> <td>北上地方振興局土木部</td><td>北上市 和賀郡</td></tr> <tr> <td>[略]</td><td></td></tr> <tr> <td>宮古地方振興局土木部</td><td>宮古市 下閉伊郡のうち山田町及び川井村</td></tr> <tr> <td>[略]</td><td></td></tr> </table> | 提出場所 | 本店の所在地 | [略] |  | 花巻地方振興局土木部 | 花巻市 | 北上地方振興局土木部 | 北上市 和賀郡 | [略] |  | 宮古地方振興局土木部 | 宮古市 下閉伊郡のうち山田町及び川井村 | [略] |  |
| 提出場所                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 本店の所在地                      |        |     |  |            |                   |            |                  |     |  |            |                             |     |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |      |        |     |  |            |     |            |         |     |  |            |                     |     |  |
| [略]                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                             |        |     |  |            |                   |            |                  |     |  |            |                             |     |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |      |        |     |  |            |     |            |         |     |  |            |                     |     |  |
| 花巻地方振興局土木部                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 花巻市 稗貫郡 和賀郡のうち東和町           |        |     |  |            |                   |            |                  |     |  |            |                             |     |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |      |        |     |  |            |     |            |         |     |  |            |                     |     |  |
| 北上地方振興局土木部                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 北上市 和賀郡（東和町を除く。）            |        |     |  |            |                   |            |                  |     |  |            |                             |     |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |      |        |     |  |            |     |            |         |     |  |            |                     |     |  |
| [略]                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                             |        |     |  |            |                   |            |                  |     |  |            |                             |     |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |      |        |     |  |            |     |            |         |     |  |            |                     |     |  |
| 宮古地方振興局土木部                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 宮古市 下閉伊郡（岩泉町、普代村及び田野畑村を除く。） |        |     |  |            |                   |            |                  |     |  |            |                             |     |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |      |        |     |  |            |     |            |         |     |  |            |                     |     |  |
| [略]                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                             |        |     |  |            |                   |            |                  |     |  |            |                             |     |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |      |        |     |  |            |     |            |         |     |  |            |                     |     |  |
| 提出場所                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 本店の所在地                      |        |     |  |            |                   |            |                  |     |  |            |                             |     |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |      |        |     |  |            |     |            |         |     |  |            |                     |     |  |
| [略]                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                             |        |     |  |            |                   |            |                  |     |  |            |                             |     |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |      |        |     |  |            |     |            |         |     |  |            |                     |     |  |
| 花巻地方振興局土木部                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 花巻市                         |        |     |  |            |                   |            |                  |     |  |            |                             |     |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |      |        |     |  |            |     |            |         |     |  |            |                     |     |  |
| 北上地方振興局土木部                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 北上市 和賀郡                     |        |     |  |            |                   |            |                  |     |  |            |                             |     |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |      |        |     |  |            |     |            |         |     |  |            |                     |     |  |
| [略]                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                             |        |     |  |            |                   |            |                  |     |  |            |                             |     |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |      |        |     |  |            |     |            |         |     |  |            |                     |     |  |
| 宮古地方振興局土木部                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 宮古市 下閉伊郡のうち山田町及び川井村         |        |     |  |            |                   |            |                  |     |  |            |                             |     |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |      |        |     |  |            |     |            |         |     |  |            |                     |     |  |
| [略]                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                             |        |     |  |            |                   |            |                  |     |  |            |                             |     |  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |      |        |     |  |            |     |            |         |     |  |            |                     |     |  |

備考 改正部分は、下線の部分である。

## 岩手県告示第17号

経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求の時期及び方法等（平成16年岩手県告示第134号）の一部を次のように改正する。

平成18年1月1日

岩手県知事 増 田 寛 也

| 改正前       |                      |          |      |     | 改正後       |                      |          |      |     |
|-----------|----------------------|----------|------|-----|-----------|----------------------|----------|------|-----|
| 別表        |                      |          |      |     | 別表        |                      |          |      |     |
| 区分        | 主たる営業所の所在地           | 送付先又は提出先 |      |     | 区分        | 主たる営業所の所在地           | 送付先又は提出先 |      |     |
|           |                      | 送付先等     | 郵便番号 | 所在地 |           |                      | 送付先等     | 郵便番号 | 所在地 |
| 岩手県知事許可業者 | [略]                  |          |      |     | 岩手県知事許可業者 | [略]                  |          |      |     |
|           | 花巻市 稗貫郡<br>和賀郡のうち東和町 | [略]      |      |     |           | 花巻市                  | [略]      |      |     |
|           | 北上市 和賀郡<br>(東和町を除く。) |          |      |     |           | 北上市 和賀郡              |          |      |     |
|           | [略]                  | [略]      |      |     |           | [略]                  | [略]      |      |     |
|           | 宮古市 下閉伊郡<br>(岩泉町、普代村 | [略]      |      |     |           | 宮古市 下閉伊郡<br>のうち山田町及び | [略]      |      |     |

及び田野畑村を除く。)

[略]

[略]

川井村

[略]

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

## 岩手県告示第18号

道路法(昭和27年法律第180号)第9条の規定により告示した県道路線の認定に係る告示事項を次のとおり変更する。

平成18年1月1日

岩手県知事 増 田 寛 也

## 1 主要地方道

| 新旧の別 | 整理番号 | 路線名    | 起 点<br>終 点         | 重要な<br>経過地  | 備 考             |
|------|------|--------|--------------------|-------------|-----------------|
| 旧    | 6    | 二戸五日市線 | 二戸市<br>八幡平市五日市     |             | 平成17年岩手県告示第756号 |
| 新    | 6    | 二戸五日市線 | 二戸市石切所<br>八幡平市五日市  | 二戸市<br>浄法寺町 |                 |
| 旧    | 11   | 八戸大野線  | 九戸郡大野村             |             | 平成6年岩手県告示第696号  |
| 新    | 11   | 八戸大野線  | 九戸郡洋野町大野           |             | 起点 青森県八戸市       |
| 旧    | 20   | 軽米種市線  | 九戸郡軽米町<br>九戸郡種市町   |             | 平成6年岩手県告示第671号  |
| 新    | 20   | 軽米種市線  | 九戸郡軽米町<br>九戸郡洋野町種市 |             |                 |
| 旧    | 25   | 紫波川井線  | 紫波郡紫波町<br>下閉伊郡川井村  |             | 平成6年岩手県告示第671号  |
| 新    | 25   | 紫波川井線  | 紫波郡紫波町<br>下閉伊郡川井村  | 花巻市<br>大迫町  |                 |
| 旧    | 27   | 江刺東和線  | 江刺市<br>和賀郡東和町      |             | 平成6年岩手県告示第704号  |

|   |    |         |               |            |                |
|---|----|---------|---------------|------------|----------------|
| 新 | 27 | 江刺東和線   | 江刺市<br>花巻市東和町 |            |                |
| 旧 | 39 | 北上東和線   | 北上市<br>和賀郡東和町 |            | 平成6年岩手県告示第687号 |
| 新 | 39 | 北上東和線   | 北上市<br>花巻市東和町 |            |                |
| 旧 | 43 | 盛岡大迫東和線 | 盛岡市<br>和賀郡東和町 | 稗貫郡<br>大迫町 | 平成6年岩手県告示第712号 |
| 新 | 43 | 盛岡大迫東和線 | 盛岡市<br>花巻市東和町 | 花巻市<br>大迫町 |                |

## 2 主要地方道以外の県道

| 新旧の別 | 整理番号 | 路線名      | 起 点<br>終 点          | 重要な<br>経過地 | 備 考            |
|------|------|----------|---------------------|------------|----------------|
| 旧    | 102  | 石鳥谷大迫線   | 稗貫郡石鳥谷町<br>稗貫郡大迫町   |            | 平成6年岩手県告示第671号 |
| 新    | 102  | 石鳥谷大迫線   | 花巻市石鳥谷町<br>花巻市大迫町   |            |                |
| 旧    | 109  | 石鳥谷花巻温泉線 | 稗貫郡石鳥谷町<br>花巻市花巻温泉  |            | 平成6年岩手県告示第671号 |
| 新    | 109  | 石鳥谷花巻温泉線 | 花巻市石鳥谷町<br>花巻市花巻温泉  |            |                |
| 旧    | 117  | 石鳥谷停車場線  | 石鳥谷停車場<br>稗貫郡石鳥谷町好地 |            | 平成6年岩手県告示第671号 |

|   |     |           |                           |  |                 |
|---|-----|-----------|---------------------------|--|-----------------|
| 新 | 117 | 石鳥谷停車場線   | 石鳥谷停車場<br>花巻市石鳥谷町好地       |  |                 |
| 旧 | 139 | 陸中中野停車場線  | 陸中中野停車場<br>九戸郡種市町大字中野     |  | 平成6年岩手県告示第671号  |
| 新 | 139 | 陸中中野停車場線  | 陸中中野停車場<br>九戸郡洋野町中野       |  |                 |
| 旧 | 150 | 種市停車場線    | 種市停車場<br>九戸郡種市町第23地割      |  | 平成6年岩手県告示第671号  |
| 新 | 150 | 種市停車場線    | 種市停車場<br>九戸郡洋野町種市第23地割    |  |                 |
| 旧 | 153 | 侍浜停車場二ツ屋線 | 侍浜停車場<br>九戸郡大野村字阿子木       |  | 平成6年岩手県告示第671号  |
| 新 | 153 | 侍浜停車場阿子木線 | 侍浜停車場<br>九戸郡洋野町阿子木        |  |                 |
| 旧 | 164 | 明戸八木線     | 九戸郡大野村大字大野<br>九戸郡種市町第3地割  |  | 平成6年岩手県告示第696号  |
| 新 | 164 | 明戸八木線     | 九戸郡洋野町大野<br>九戸郡洋野町種市第3地割  |  |                 |
| 旧 | 178 | 下宮守田瀬線    | 遠野市宮守町下宮守<br>和賀郡東和町田瀬     |  | 平成17年岩手県告示第866号 |
| 新 | 178 | 下宮守田瀬線    | 遠野市宮守町下宮守<br>花巻市東和町田瀬     |  |                 |
| 旧 | 181 | 道前浄法寺線    | 二戸郡浄法寺町                   |  | 平成6年岩手県告示第678号  |
| 新 | 181 | 道前浄法寺線    | 二戸市浄法寺町                   |  | 起点 青森県三戸郡田子町    |
| 旧 | 198 | 志和石鳥谷線    | 紫波郡紫波町土館<br>稗貫郡石鳥谷町好地     |  | 平成6年岩手県告示第671号  |
| 新 | 198 | 志和石鳥谷線    | 紫波郡紫波町土館<br>花巻市石鳥谷町好地     |  |                 |
| 旧 | 210 | 一戸浄法寺線    | 二戸郡一戸町<br>二戸郡浄法寺町         |  | 平成6年岩手県告示第673号  |
| 新 | 210 | 一戸浄法寺線    | 二戸郡一戸町<br>二戸市浄法寺町         |  |                 |
| 旧 | 213 | 花巻空港停車場線  | 花巻空港停車場<br>稗貫郡石鳥谷町南寺林     |  | 平成6年岩手県告示第696号  |
| 新 | 213 | 花巻空港停車場線  | 花巻空港停車場<br>花巻市石鳥谷町南寺林     |  |                 |
| 旧 | 214 | 羽黒堂二枚橋線   | 稗貫郡大迫町亀ヶ森<br>稗貫郡石鳥谷町南寺林   |  | 平成6年岩手県告示第696号  |
| 新 | 214 | 羽黒堂二枚橋線   | 花巻市大迫町亀ヶ森<br>花巻市石鳥谷町南寺林   |  |                 |
| 旧 | 216 | 八木港線      | 九戸郡種市町八木港<br>九戸郡種市町第3地割   |  | 平成6年岩手県告示第676号  |
| 新 | 216 | 八木港線      | 九戸郡洋野町八木港<br>九戸郡洋野町種市第3地割 |  |                 |
| 旧 | 222 | 土沢停車場線    | 土沢停車場<br>和賀郡東和町土沢         |  | 平成6年岩手県告示第679号  |
| 新 | 222 | 土沢停車場線    | 土沢停車場<br>花巻市東和町土沢         |  |                 |
| 旧 | 224 | 八重畑小山田線   | 稗貫郡石鳥谷町八重畑<br>和賀郡東和町前田    |  | 平成6年岩手県告示第696号  |